

令和4年度 千葉経済大学・千葉経済大学短期大学部競争的研究費等不正防止計画

千葉経済大学及び千葉経済大学短期大学部において、公的研究費等の適正な運営・管理を行うため、次の通り不正防止計画を定める。本不正防止計画は、不正を誘発し発生させる要因を把握し、その不正誘発・発生要因を除去する具体策を講じ、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図るものである。

I 運営管理体制

① 最高管理責任者：学長

本学における公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う。

② 統括管理責任者：事務局長

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

③ コンプライアンス推進責任者：庶務課長

部局における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ。

II 不正防止計画

1. 機関内の責任体系の明確化

不正発生要因	防止計画
公的研究費の運営・管理に関する責任者やそれぞれの権限が不明瞭	「千葉経済大学・千葉経済大学短期大学部の研究活動における不正行為の防止等に関する規程」に定められている責任体系をより明確にするため、コンプライアンス研修などで周知する。
監事に求められる役割が不明瞭	監事は、不正行為防止計画が適切に実施されているかを確認し、理事会等で意見を述べる。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生要因	防止計画
ルールに対する研究者及び、事務担当者の認識不足	学内資料「公的研究費ハンドブック」やコンプライアンス教育教材等を使用して周知する。
公的研究費が税金で賄われていることや適正執行への意識が希薄	①教職員に対してコンプライアンス教育を実施し、意識の向上を図るとともに、不正を行わない旨の誓約書を提出させる。 ②概ね四半期に一度の定期的な啓発活動により、適正執行への意識付けをする。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生要因	防止計画
不正発生要因の把握が不十分	機関全体で不正発生要因を把握し、不正防止計画を作成する。不正防止計画は毎年度実施状況を確認するとともに、内容の再検討を行う。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生要因	防止計画
研究費予算執行の年度末への集中	①研究計画に対して予算執行が遅れている研究者に対しては、早い段階から指導を行う。 ②執行が著しく遅れている研究者に対しては、研究費の繰越・返還等の指導を行う。
研究者と取引業者の関係の緊密化による癒着	取引業者へ不正な取引を行わないよう、また、研究者から不正取引を持ち掛けられた場合は通報するよう周知徹底する。取引実績（回数・金額等）や本学におけるリスク要因・実効性等を考慮したうえで、一部業者から誓約書等を徴取する。
カラ発注や購入後の返品による預け金の発生	①研究者が発注・購入した物品について全品事務部門による現品検収を行う。形状・設置場所等の条件により現品検収が困難な一部物品については、登録シールの貼付及びシール貼付後の設置状況写真等による検収を行う。 ②不定期で抜き打ちの監査を行い、備品の保管状況を調査する。
研究者の認識不足による不適切な使用	研究の効率的な執行の観点から、研究者による一定金額以下の発注・購入を認めるが、あらかじめ研究者の権限と責任についてコンプライアンス教育等で周知する。 購入が適切でないと判断された場合、支払いは行わない旨もあらかじめ周知する。
学生アルバイトの勤務状況の確認が不十分	①学生アルバイトの勤務内容・時間・時給を事務部門が事前に確認する。 ②アルバイト学生の勤務表を事務部門に置く事を出

	<p>勤の管理を行う。事務取扱時間外の勤務を極力避けるよう指導するが、やむを得ず取扱時間外の勤務が発生する場合は、事前に申請する事とし、後日事務部門より学生本人に実態の確認を行う。</p> <p>③勤務実態について、抜き打ちで学生アルバイトへのヒアリングや、現場確認及び成果物の確認を行う。</p>
出張事実の確認が不十分	<p>①事前の出張申請書提出を義務付け、出張後は出張報告とあわせ、領収書類、航空機を使用した際の搭乗券の半券等を提出させる。</p> <p>②学会資料や、出張先での研究成果など、出張の事実確認資料の提出を求める。</p>

5. 情報発信・共有化の推進

不正発生要因	防止計画
不正防止に関する取組内容の周知不足	本学における不正防止への取り組みについて、ホームページや学内説明会などで周知する。
相談・通報窓口の周知不足	<p>ホームページや、公的研究費ハンドブックに通報・相談窓口を掲載していることを、学内説明会等で周知する。</p> <p>公的研究費使用についての相談窓口として、庶務課長及び庶務課科研費担当職員が研究者からの各種相談に応じる。</p>

6. モニタリングの在り方

不正発生要因	防止計画
定期的な内部監査以外の日常的なモニタリングの不足	<p>①不正が発生するリスクに対し重点的にサンプルを抽出し、定期監査以外の抜き打ちなどのリスクアプローチ監査を実施する。</p> <p>②コンプライアンス推進責任者より研究者等が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等のモニタリングを行い、必要に応じて改善を指導する。</p>